

教育長	次長	係長	係	文書係



事務連絡
平成16年3月17日

各市町村(学校組合)教育長 様



高知県教育委員会事務局
教職員課長

諸手当に係る届出部数等について

日頃は、県費負担教職員の給与事務についてお世話になりありがとうございます。

県費負担教職員に係る諸手当のうち、通勤届の届出部数については、15 高教職第 1456 号による「通勤手当制度の改正に伴う事務の取扱いについて（通知）」により、届出部数を 1 部とさせていただくこととしましたが、その他の諸手当についても、下記のとおり届出部数を変更し事務の効率化を図っていきたいと考えています。

つきましては、管内学校に対しても周知いただくとともに、その取扱いにつきましてよろしく願いいたします。

記

1 届出部数

- ・ 扶養養親族届 4 部 → 2 部
- ・ 住居届 4 部 → 2 部
- ・ 单身赴任届 4 部 → 2 部
- ・ 児童手当認定等請求書（届） 4 部 → 2 部
- ・ へき地手当に準ずる手当及び特地
県立学校等に勤務する職員の住居届 1 部 → 1 部（変更なし）

2 届出の流れ

別紙のとおり

3 施行期日

平成 16 年 4 月 1 日以降提出される届について適用する。

届出の流れについては、各学校あてへもメールで送らせていただきます。

問合せ先

高知県教育委員会事務局教職員課

担当

TEL

E-Mail